

2026 年 10 月 8 日

お客さま各位

投資一任契約の契約当事者 株式会社りそな銀行
投資一任契約代理店 株式会社埼玉りそな銀行
投資一任契約代理店 株式会社関西みらい銀行
投資一任契約代理店 株式会社みなと銀行

りそなファンドラップ投資一任契約約款の改定について

拝啓

時下ますますご清栄のことと、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2026 年 10 月 19 日（月）（改定日）より、りそなファンドラップ NISA オプションの取扱いを開始することに伴い、りそなファンドラップ投資一任契約約款を改定することといたしましたので、お知らせいたします。改定内容は、下記にてご確認ください。
改定日以前よりりそなファンドラップをご契約いただいているお客さまも、りそなファンドラップ NISA オプションをご利用いただくことが可能です。
改定後の約款を希望されるお客さまは、お取引銀行の店頭窓口にお申し出ください。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更の効力が発生する日

2026 年 10 月 19 日（月）

2. 変更の内容

りそなファンドラップ NISA オプションの取扱い開始に伴い、りそなファンドラップ投資一任契約約款の末尾に付則を新設いたします。

<新旧対照表>

（変更箇所は下線で示しております。）

改定後（新）	改定前（旧）
<u>付則（2026 年 10 月）</u> <u>第 1 条（適用対象）</u> <u>この付則は、NISA オプションの申込みがあった場</u> <u>合または NISA オプションが設定されている場合</u> <u>に適用されるものとします。なお、この付則（付則</u>	（新設）

によって約款の条文を読み替える場合における当該条文を含みます。)において「投資信託取引口座開設金融機関」とは、当契約の運用資産であるりそなファンドラップ専用投資信託の受益証券が管理される投資信託取引口座が開設されている金融機関をいいます。

第2条（当初運用開始日）

約款第5条第1項に定める当契約の申込みの際にNISA オプションの申込みがあった場合、約款第6条に定める「当初運用開始日」の直後の括弧書き内の文言は、「入金期日から起算して4営業日目の日をいいます。ただし、所轄税務署長から投資信託取引口座開設金融機関に対してお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定非課税管理勘定の設定が可能である旨の連絡があったことをりそな銀行が入金期日までに確認できなかった場合、りそな銀行がその旨を確認した日から起算して4営業日目の日をいいます。以下同じ。」と読み替えるものとします。

第3条（契約の失効）

約款第5条第1項に定める当契約の申込みの際にNISA オプションを設定した場合、約款第5条第2項は、以下のとおり読み替えるものとします。

「当契約の成立後、入金期日までに、①お客さまからの契約金額全額の入金をりそな銀行が確認できなかった場合、②お客さまの適合性等に問題があることが明らかとなったとりそな銀行が判断した場合、③投資信託取引口座開設金融機関においてお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定非課税管理勘定の設定ができない旨をりそな銀行が確認した場合、④投資信託取引口座開設金融機関においてお客さまが開設した非課税口座または当該非課税口座に係る特定非課税管理勘定が廃止されていることをりそな銀行が確認した場合は、成立した当契約は当然に解除となり、失効します。また、当契約の成立後、投資信託取引口座開設金融機関においてお客さまの非課税口座の開設

または非課税口座への特定非課税管理勘定の設定が可能である旨をりそな銀行が入金期日までに確認できず、かつ、りそな銀行がその旨を確認できないまま入金期日から起算して 3 ヶ月が経過した場合（この 3 ヶ月の間において、投資信託取引口座開設金融機関においてお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への特定非課税管理勘定の設定ができない旨をりそな銀行が確認した場合または投資信託取引口座開設金融機関においてお客さまが開設した非課税口座または特定非課税管理勘定が廃止されていることをりそな銀行が確認した場合は、それらの場合）、成立した当契約は当然に解除となり、失効します。さらに、当初運用開始日の前営業日時点において、投資信託取引口座開設金融機関に特定口座が開設されていないことをりそな銀行が確認した場合、成立した当契約は当然に解除となり、失効します。本項第一文から第三文に定める場合においてお客さまが損害等を被ったとしても、りそな銀行は一切の責任を負いません。」

第 4 条（運用の停止等）

当契約に NISA オプションが設定されている場合において以下のいずれかの事由に該当したとき、りそな銀行は、お客さまに通知することなく、①契約資産の運用を停止すること、②NISA オプションの買付方法・売却方法を変更することもしくは NISA オプションを解除すること、または③以下の事由を約款第 7 条第 3 項にいう「当契約による取引を継続すべきではない相当の理由」とみなして同条が定める運用資産の換金手続きを行うことができるものとします。疑義を避けるために付言すると、以下の事由を約款第 7 条第 3 項にいう「当契約による取引を継続すべきではない相当の理由」とみなして同条が定める運用資産の換金手続きを行った場合、換金手続きが終了し指定預金口座に当該金銭を振り替えた時をもって当契約は終了するものとします。りそな銀行が本条に定める措置をとったことによってお客さまが損害等を被

ったとしても、りそな銀行は一切の責任を負いません。 1. <u>投資信託取引口座開設金融機関においてお客さまが非課税口座を開設した後、当該非課税口座が重複口座であることが判明した等により、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合</u> 2. <u>投資信託取引口座開設金融機関においてお客さまが開設した非課税口座に係る特定非課税管理勘定が廃止された場合</u> 3. <u>投資信託取引口座開設金融機関においてお客さまが開設した非課税口座が廃止された場合</u> 4. <u>その他やむを得ない事由により、NISA オプションを設定した状態での契約資産の運用または当契約による取引の継続が困難であるととりそな銀行が判断した場合</u> <u>以 上</u>	
--	--

以上